

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童扶養手当法	法令番号	昭和36年法第238号
不利益処分の種類	支給の制限（第10条）	根拠条項	第10条
処分基準	児童扶養手当法第10条 児童扶養手当法施行令第2条の4 児童扶養手当都道府県事務取扱準則（昭和60年8月21日、児発第705号） 児童扶養手当市町村事務取扱準則（昭和60年8月21日、児発第706号） 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（昭和48年10月31日、児企第48号）による		
	対応区分 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課